

**四日市市立小中学校施設整備事業
基本協定書（案）**

平成 16 年 2 月

四日市市

四日市市立小中学校施設整備事業 基本協定書（案）

四日市市立小中学校施設整備事業（以下「本件事業」という。）に関し、四日市市（以下「甲」という。）と〔応募グループの構成員〕（以下「乙」という。）との間で、以下のとおり、基本協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。

第1条 （目的）

本基本協定は、本件事業に関し乙が優先交渉権者として決定されたことを確認し、甲と、乙が設立する本件事業の遂行者（以下「事業予定者」という。）とが、四日市市立小中学校4校（以下「本件施設」という。）の整備、維持管理及び整備にかかる資金調達並びにこれらに付随し、関連する一切の事項に関する契約（以下「事業契約」という。なお、四日市市議会の決議を得るまでは「特定事業仮契約」という。）を締結することに向けた甲及び乙の義務を定めるものとする。

第2条 （当事者の義務）

- 1 甲及び乙は、甲と事業予定者とが締結する事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応しなくてはならない。
- 2 乙は、事業契約締結のための協議においては、本件事業の公募手続における甲の要望事項を尊重しなくてはならない。

第3条 （事業予定者の設立）

- 1 乙は、本基本協定締結後平成[]年[]月[]日までに、事業予定者を商法（明治32年法律第48号）に定める株式会社の形態で設立し、その商業登記簿謄本及び認証済み原始定款の謄本証明付き写しを甲に提出するものとする。
- 2 前項の場合、参加表明書に乙の代表企業として記載された者（以下「代表企業」という。）は、必ず事業予定者に出資しなければならず、代表企業は、事業予定者の総株主の議決権のうち最大の割合を保有するものとする。また、乙が保有する議決権の合計割合は、事業予定者の総株主の議決権の2分の1を超えなくてはならない。

第4条 （株式の譲渡）

[乙のうち事業予定者に出資した者][乙]は、事業契約が終了するまで事業予定者の株式を保有するものとし、保有する事業予定者の株式の譲渡、担保権の設定又はその他の処分を行う場合には、甲の書面による事前の承諾を得なければならない。

第5条 （業務の委託、請負）

- 1 事業予定者による本件事業の実施に関し、乙は、本件施設の整備に係る業務のうち企画・設計に係る業務を[]に、本件施設の整備に係るその余の業務を[]に、維持管理に係る業務を[]にそれぞれ委託し又は請け負わせるものとする。
- 2 乙は、事業契約が甲と事業予定者との間で締結された後、速やかに、前項に定める本件施設の整備及び維持管理に係る各業務を委託し又は請け負わせる者と事業予定者との間において、各業務に関する業務委託契約又は請負契約（若しくはこれに代わる覚書等）を締結させるものとし、当該契約書等の写しなど各業務を委託し又は請け負わせた事実を証する書面を、甲に提出するものとする。
- 3 第1項により事業予定者から本件施設の整備及び維持管理に係る各業務を受託し又は請け負った者は、受託し又は請け負った業務を誠実に実施しなければならない。

第6条 （特定事業仮契約の締結）

- 1 甲及び乙は、本基本協定締結後平成[]年[]月[]日までに、甲と事業予定者との間において、特定事業仮契約を締結させるものとする。
- 2 甲及び乙は、特定事業仮契約締結後も、本件事業の円滑な実施のために互いに協力しなくてはならない。
- 3 乙は、甲と事業予定者との間で特定事業仮契約が締結された後、速やかに別紙1の様式による出資者保証書を作成して甲に提出するとともに、事業予定者の株式を保有する乙の構成員以外の者から、別紙2の様式による誓約書を徴求して甲に提出するものとする。

第7条 （準備行為）

- 1 乙は、事業契約締結前にも、本件事業の実施に関し必要かつ相当な範囲において準備行為を行うことができ、甲は、必要かつ相当な範囲で、かかる行為に協力しなくてはならない。
- 2 前項の準備行為の結果は、事業契約締結後においては、事業予定者が速やかにこれを引き継ぐものとする。

第8条 （事業契約不調の場合の処理）

事由の如何を問わず、事業予定者と甲との間で事業契約の締結に至らなかった場合、甲及び乙が本件事業の準備に関してそれぞれ要した費用については、各自がそれぞれ負担するものとし、甲及び乙は、相互に債権債務関係の生じないことを確認するものとする。

[以下余白]

以上を証するため、本基本協定書を 2 通作成し、甲並びに乙の構成員がそれぞれ記名押印の上、甲及び乙の代表企業が各 1 通を保有する。

平成[]年[]月[]日

甲：四日市市

三重県四日市市諏訪町 1 番 5 号
四日市市長 井上哲夫

乙：[]グループ

[]会社（代表企業）
代表者

[]会社
代表者

[]会社
代表者

[]会社
代表者

(別紙1)

平成[]年[]月[]日

殿

出 資 者 保 証 書

四日市市及び[SPC名称](以下「事業者」という。)との間で、平成[]年[]月[]日付けで締結された四日市市立小中学校施設整備事業契約(以下「本契約」という。)に関して、[]会社、[]会社、[]会社及び[]会社(以下「当社ら」と総称します。)は、本日付けをもって、下記の事項を市に対して誓約し、かつ、表明・保証いたします。なお、特に明示の無い限り、この出資者保証書において用いられる語句は、本契約において定義された意味を有するものとします。

記

1. 事業者が、平成[]年[]月[]日に、商法(明治32年法律第48号)上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
2. (1) 本日時点における事業者の発行済株式総数は[]株であること。
(2) 当社らの保有する事業者の株式の総数は[]株であり、そのうち[]株は[]会社が、[]株は[]会社が、[]株は[]会社がそれぞれ保有すること。
(3) 当社ら以外の者が保有する事業者の株式の総数は[]株であり、そのうち[]株は[]会社が、[]株は[]会社が、[]株は[]会社がそれぞれ保有すること。
3. 事業者が、本件事業の実施に必要な資金調達を行うことを目的として、当社らが保有する事業者の株式を、金融機関に対して譲渡し又は同株式に担保権を設定する場合、事前に、その旨を市に書面で通知し承諾を得ること。この場合、担保権設定契約書及び融資契約書の写しを、契約締結後速やかに市に提出すること。

4. 前項に規定する場合を除き、当社らは、本契約が終了する時まで事業者の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、当該株式の譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。また、株式の譲渡その他の処分後の議決権の保有割合が平成[]年[]月[]日付けの甲乙間の基本協定書第3条第2項に反することとなる場合には、当該株式の譲渡その他の処分を行わないこと。

以上

[]会社
代表者

[]会社
代表者

[]会社
代表者

(別紙2)

平成[]年[]月[]日

殿

誓約書

四日市市及び[SPC名称](以下「事業者」という。)との間で、平成[]年[]月[]日付けで締結された四日市市立小中学校施設整備事業契約(以下「本契約」という。)に関して、当社は、下記の事項を市に対して誓約し、かつ、表明・保証いたします。なお、特に明示の無い限り、この誓約書において用いられる語句は、本契約において定義された意味を有するものとします。

記

1. 本日現在、当社が保有する事業者の株式の議決権の数は、[]株であること。
2. 当社が保有する事業者の株式を譲渡する場合、事前に、譲受予定者からこの誓約書と同じ様式の誓約書を徴求し市に提出すること。
3. 当社が保有する事業者の株式の譲渡、担保権の設定、その他の処分を行う場合、事前に市に通知すること。

以上

住所
氏名 []会社
代表者